

## 新城市耐震関連地域経済活性化推進事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新城市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱により補助金の交付が決定した者の行う耐震改修工事において、耐震改修計画の作成又は改修工事を請負契約して施工した市内業者に対し、奨励金として商品券を交付することにより、市内における消費の拡大及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事をいう。
- (2) 市内業者 新城市内に本社及び事業所を有する施工業者及び設計業者をいう。
- (3) 商品券 新城市商工会が発行する共通お買い物もの券「いーじゃん」をいう。

(奨励の対象者)

第3条 報奨金の交付の対象となる者は、市内業者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新城市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱により補助金の交付が決定した者の耐震改修計画の作成を行った者
- (2) 新城市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱により補助金の交付が決定した者と工事の請負契約を交わしその施工を行った者

(奨励金の交付額)

第4条 奨励金の交付額は、対象となる耐震改修工事1件につき定額5万円とする。

(奨励金の交付方法)

第5条 奨励金は、商品券で交付する。

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「施工者又は計画作成者」という。)は、新城市耐震関連地域経済活性化推進事業奨励金交付申請書(様式第1)を耐震改修工事が完了した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び交付)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定するとともに、新城市耐震関連地域経済活性化推進事業奨励金交付決定通知書(様式第2)により施工者又は計画作成者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知後、速やかに施工者又は計画作成者に奨励金を交付するものとする。

(奨励金の交付場所)

第8条 奨励金の交付場所は、商品券を発行する新城市商工会の所在地（新城市字中野15番地10）とする。

(奨励金の受領)

第9条 施工者又は計画作成者は、奨励金の交付を受ける場合は、商品券と引き換えに新城市耐震関連地域経済活性化推進事業奨励金受領書（様式第3）を提出しなければならない。

(奨励金の交付事務)

第10条 奨励金の交付に関する事務の取扱いについては、新城市と新城市商工会が締結する共通お買いもの券の交付に関する覚書によるものとする。

(奨励金の取消し)

第11条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽り、その他不正の手段により、奨励金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

(奨励金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により、奨励金の交付を取り消したときは、奨励金の交付を受けた者に対し、その取り消しに係る奨励金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。